

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和元年第4回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第112号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の
人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

資料1 議案第112号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業
の人員の基準に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

資料2 新旧対照表

資料3 「川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員基準に関す
る条例の一部改正について」に対するパブリックコメント手続き
の実施結果について

令和元年8月28日

健康福祉局

議案第 1 1 2 号 川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例

1 地域包括支援センターに置くべき常勤の職員数

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（以下「3職種」という。）それぞれ1人を基準とし、第1号被保険者の数がおおむね5,500人を超える場合は3職種のうちから1人を加える

2 改正内容

第1号被保険者の数がおおむね7,500人を超える場合は、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員数を、3職種それぞれ1人に、3職種のうちから2人を加えた数とする

3 施行期日

令和2年4月1日

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月23日条例第14号</p> <p>(職員の員数)</p>	<p>○川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年3月23日条例第14号</p> <p>(職員の員数)</p>
<p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上5,500人以下の場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者であつて、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものを除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>	<p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上5,500人以下の場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任研修」という。）を修了した者であつて、主任研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるもの（同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任更新研修」という。）を修了したものを除く。）又は最後に主任更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間内にあるものをいう。）その他これに準ずる者 1人</p>
<p>2 一の地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、当該地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあつては前項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあつては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数とする。</p>	<p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね5,500人を超える場合に当該地域包括支援センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、前項の職員の員数に、同項各号に掲げる職員のいずれか1人を加えた員数とする。</p>
<p>3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると川崎市地域包括支援センター運営</p>	<p>3 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると川崎市地域包括支援センター運営</p>

改正後		改正前	
協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。		協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターに置くべき職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	
担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数	担当する区域における第1号被保険者の数	置くべき職員の員数
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる職員のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる職員1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる職員のいずれか1人

**「川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の
人員基準に関する条例の一部改正について」
に対するパブリックコメント手続きの実施結果について**

1 概要

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員基準に関する条例の一部改正に向けて、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市地域包括支援センターの人員基準に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	令和元年6月24日（月）から令和元年7月23日（火）まで
意見の提出方法	電子メール、郵送または持参、FAX
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・市政だより（6月20日号）掲載 ・各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域包括ケア推進室にて閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・各区役所市政資料コーナー、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域包括ケア推進室にて閲覧

3 結果の概要

意見提出数（件数）	1通（2件）
電子メール	1通
FAX	0通
郵送	0通
持参	0通

4 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考えかた

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	高齢者人口増に対応するための体制構築が必要であり、条例改正については賛成。	いただいたご意見は、改正の趣旨に沿ったものであるため、条例改正を行い、高齢者人口の増加に対応するための体制構築を行っていきます。	B
2	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をバランスよく設置することが必要であり、同一センターに同じ職種の職員が3人にならないように「増員規定に加え、担当区域における、第1号被保険者の数が7,500人を超える場合については、増員規定により選定された3職種職員を除いた、他の職種いずれか1名を加えた員数を配置する規定を新たに設けます。」としてほしい。	<p>「センターには、包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ）」とされています。</p> <p>地域包括支援センターの利用者に対しては、一義的な担当職員がつきませんが、利用者の支援につきましても、それぞれの職種の職員が専門性を発揮しながら、職員全員がチームで高齢者の方々の支援を行っておりますので、基本三職種が充足していれば、増配置の職員につきましても、組み合わせを限定する必要はないと考えます。</p> <p>今回いただきました意見につきましては、今後地域包括支援センターのさらなる体制強化に対する取り組みを検討する際に参考とさせていただきます。</p>	C

【意見に対する市の考え方の区分】

- A：御意見の趣旨を踏まえ、今回の条例改正に反映させたもの
- B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、ご意見を踏まえ取組に反映させるもの
- C：今後地域包括支援センターの体制強化に対する取り組みを進めていく中で、参考とするもの
- D：条例改正に対する質問・要望であり、条例改正内容等を説明するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

5 今後の予定

寄せられた御意見は、概ね改正案の趣旨に沿ったもののほか、今後の地域包括支援センターの体制強化にあたって参考とする御意見であったことから、当初案の通り条例改正の手続きを進めてまいります。

令和元年 9月 「川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例」の一部を改正する条例議案の提出

令和2年 4月 同条例施行

6 問い合わせ先

健康福祉局 地域包括ケア推進室 包括支援担当

電話：044-200-2681

FAX：044-200-3926